

「細則 2-2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準」の解説

平成 10 年自治省令第 6 号により、危規則第 60 条の 2 が一部改正され、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ S S」という。）を新たに設置できるようになり、セルフ S S の「予防規程に定めなければならない事項」として、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することが追加されました。

全てのセルフ S S は、セルフ S S の自主保安基準である細則 2-2 を定める必要があります。

関係通知：【H10. 3. 13 消防危 25】

細則 2-2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 6 関係】

定める必要がある施設	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
------------	-------------------

第 1 総則

当所の顧客自らの給油作業及び注油作業（以下「顧客自らの給油作業等」という。）は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「顧客に対する監視その他保安のための措置に係る基準」に基づき行うものとする。

第 2 顧客に対する監視その他保安のための措置に係る基準

- 1 危険物保安監督者は、顧客用固定給油設備の 1 回の給油量を、ガソリン 100L 以下、軽油 200L 以下、給油時間は 4 分以内に設定するものとする。
- 2 危険物保安監督者は、顧客用固定注油設備の 1 回の注油量を 100L 以下、注油時間は 6 分以内に設定するものとする。
- 3 危険物保安監督者は、1 及び 2 で設定した設定値を勤務員又は顧客の操作で容易に変更されないよう管理するものとする。
- 4 顧客自らの給油作業等の監視業務（以下「監視業務」という。）は、危険物取扱者が行うか、甲種又は乙種危険物取扱者の立会いのもと勤務員が行うものとする。
- 5 監視業務は、直接視認又は監視設備により行うものとする。なお、直接視認が自動車等で妨げられる場合は、監視設備により行うものとする。また、インターホン又は放送設備により、安全のために必要な指示を顧客、勤務員に与えるものとする。
- 6 監視業務を行う勤務員は、顧客がタバコやライター等の火気を使用していないこと、油種選択が適当であること等を確認してから給油等の許可を出し、給油作業等を終えるまで制御卓から離れないものとする。
- 7 所長は、監視を行う危険物取扱者等に対して、監視業務に必要な教育及び訓練を実施するものとする。

8 その他

危規則第 28 条の 2 の 5 第 1 項第 2 号ト（* 1 参照）の規定により、顧客用固定給油設備は、「1 回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる」必要があります。
当庁では、顧客用固定給油設備の 1 回の給油量を、ガソリン 100L 以下、軽油 200L 以下、給油時間は 4 分以内に設定するよう指導しています。

施設の実態に応じて「1 回の給油量・注油量」、「給油時間」を記載してください。

危規則第 28 条の 2 の 5 第 1 項第 3 号ハで（* 2 参照）の規定により、顧客用固定注油設備は、「1 回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる」必要があります。
当庁では、顧客用固定注油設備の 1 回の注油量を 100L 以下、注油時間は 6 分以内に設定するよう指導しています。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

* 1、2 危規則第 28 条の 2 の 5 第 1 項第 2 号ト、第 3 号ハ（e-Gov 法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_28_2_5